

(その1)

【 令和 6 年 分 】

収 支 報 告 書

1	政治団体の名称	さるたかずみ こうえんかい
2	主たる事務所の所在地	〒010-0951 秋田市山王六丁目1番1号 山王マークワン 1階
3	代表者の氏名	猿 田 和 三
4	会計責任者の氏名	鈴 木 森
	収支報告書作成 担当者の氏名	阿 部 宣 彦
	電話連絡先	018-863-1550

※選管受付印



資42

※ 太枠内に必要事項を記入してください。

(※該当箇所へ☑を入れる)

政治団体の区分	
☐ 政党の支部	☒ その他の政治団体
☐ 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体 (=政治団体以外の者が対価1千万 円以上のパーティを開催した場合)	☐ その他の政治団体の支部
活動区域の区分	
☒ 秋田県内	☐ 2以上の都道府県の区域等

(※前年12月31日又は解散日現在)

資金管理団体の指定の有無	
☒ 有	
☐ 無	
(※以下は、「有」の場合のみ記載)	
公職の種類	秋田県知事(現・候)
資金管理団体 の届出をした 者の氏名	猿 田 和 三

(※前年12月31日又は解散日現在)

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項1号に係る 国会議員関係政治団体	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項2号に係る 国会議員関係政治団体	
公職の候補者 の氏名	
公職の種類	(現・候)

資金管理団体の指定の期間	
(※年途中で指定又は取消した場合のみ記入)	
令和 6 年 12 月 2 日から	
令和 6 年 12 月 31 日まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
(※年途中で指定又は取消した場合のみ記入)	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	

収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額	A=B+C	十億 百万 千 円
(前年からの繰越額) B		25,710,000
(本年の収入額) C		0
支 出 総 額	D	25,710,000
翌年への繰越額	E=A-D	1,724,846
		23,985,154

←前年の「翌年への繰越額」と一致

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	十億 百万 千 円
員数 (党費又は会費を納入した実人数)	人
	0

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	十億 百万 千 円	(※その7①に内訳を記載)
(うち特定寄附)	0	(※資金管理団体のみ)
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附	0	(※その7②に内訳を記載)
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	0	(※その7③に内訳を記載)
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	16,710,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	(※その8に内訳を記載)
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	(※その9に内訳を記載)
合 計 (ア+イ)	16,710,000	

政党(支部)以外は法人その他の団体から寄附を受けることはできません。

政治団体の本部・支部からの交付金は(その5)に計上すること。

(その4)

(4) 借入金		
借入先	金額	備考
猿田知久	十億 百万 千 円 9,000.000	
この頁の小計	9,000.000	12月31日現在で、借入先ごとの金額(残額)が100万円を超える場合は、(その17)の「借入金」欄を「有」とした上で、(その18)を作成する。
合計	9,000.000	

(その7①)

(7) 寄 附 の 内 訳			寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 付 者 の 氏 名	金 額	年 月 日	住 所	職 業	備 考	
猿 田 和 三	十 億 百 万 千 円 10,000,000	R6.12.25	秋田市御所野下堤1丁目1-5	無 職		
猿 田 由 布 子	1,500,000	R6.12.25	〃	〃		
猿 田 知 久	1,500,000	R6.12.25	秋田市御所野元町6丁目3-4	会 社 役 員		
猿 田 由 美 子	1,500,000	R6.12.25	〃	無 職		
猿 田 良 一	200,000	R6.12.25	秋田市豊岩石田坂九十田153-6	農 業		
湊 昭 策	1,000,000	R6.12.25	秋田市山王中島町15-18	医 師		
阿 部 宣 彦	200,000	R6.12.25	秋田市中通5丁目7-16 602	会 社 役 員		
中 村 育 恵	200,000	R6.12.25	秋田市八橋大道東5-11	会 社 役 員		
北 埜 尚 武	200,000	R6.12.25	秋田市手形休下町6-15	会 社 員		
岡 本 純 人	200,000	R6.12.25	秋田市桜台1丁目17-16	〃		
斉 藤 進	200,000	R6.12.25	秋田市牛島西3丁目1-23	〃		
江 口 満	10,000	R6.12.30	横浜市港北区綱島東1-13-2-205	〃		
こ の 頁 の 小 計	16,710,000	同一者（団体）からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについては個別に記載するとともに、その寄附をした者ごとに名寄せして寄附者ごとに小計を記載する。 5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上して構わないが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載する。				
そ の 他 の 寄 附	0					
合 計	16,710,000					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		うち本部又は支部に供与した 交付金（会費等）に係る支出 （再掲）	
1 経 常 経 費	十億 百万 千 円		
(1) 人 件 費	0		
(2) 光 熱 水 費	0		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	44387		
(4) 事 務 所 費	376.069		
小 計 (A)	420.456	-	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	2.000		
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 (ア ～ エ の 計)	881.200		(ア～エの計)を記載
ア 機関紙誌の発行事業費	684.400		
イ 宣 伝 事 業 費	196.800		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ そ の 他 の 事 業 費	0		
(4) 調 査 研 究 費	421.190		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計 (B)	1304.390		
合 計 (A+B)	1724.846	「備考」欄に記載する本部・支部間の交付金等に係る支出は、 (その16) 本部・支部間の交付金支出の内訳と対応する。	

(その14)

(※この様式は、経常経費の支出があった国会議員関係政治団体及び資金管理団体のみ提出してください。)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分 (3) 備品・消耗品費		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備 考
	十億 百万 千 円				
こ の 頁 の 小 計	0	1件当たり5万円以上の支出（国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円を超える支出）について個別に記載する。（領収書等の写しを添付） ←1件当たり5万円未満の支出（国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円以下の支出）を合計した金額をまとめて記載する。			
そ の 他 の 支 出	44,387				
合 計	44,387				

(その14)

(※この様式は、経常経費の支出があった国会議員関係政治団体及び資金管理団体のみ提出してください。)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分 (4) 事務所費		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備 考
後援会事務所賃借料 (共益費・駐車場含)	十億 百万 千 円 305,952	R 6. 12 27	(株) 秋田エス・イー	秋田市山王6丁目9-25	
こ の 頁 の 小 計	305,952		1件当たり5万円以上の支出（国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円を超える支出）について個別に記載する。（領収書等の写しを添付） ←1件当たり5万円未満の支出（国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円以下の支出）を合計した金額をまとめて記載する。		
そ の 他 の 支 出	70,117				
合 計	376,069				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 組織活動費 (行事参加費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備考
	十億 百万 千 円				
この頁の小計	0		1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円を超える支出)について個別に記載する。(領収書等の写しを添付) ←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円以下の支出)を合計した金額をまとめて記載する。		
その他の支出	2,000				
合計	2,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 機関紙誌の発行事業費 (荷造 発送 費)		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備 考
リフレット類の発送費	十億 百万 千 円 100,210	R6. 12. 4	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
〃	177,540	R6. 12. 16	〃	〃	
〃	181,060	R6. 12. 17	〃	〃	
〃	193,820	R6. 12. 19	〃	〃	
こ の 頁 の 小 計	652,630	1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円を超える支出)について個別に記載する。(領収書等の写しを添付) ←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円以下の支出)を合計した金額をまとめて記載する。			
そ の 他 の 支 出	31,770				
合 計	684,400				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 宣伝事業費 (宣伝用自動車の維持費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備考
後援会車両の賃借料	十億 百万 千 円 165,000	R6.12.27	猿田興業(株)	秋田市山王6丁目1-1	
この頁の小計	165,000	1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円を超える支出)について個別に記載する。(領収書等の写しを添付) ←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円以下の支出)を合計した金額をまとめて記載する。			
その他の支出	31,800				
合計	196,800				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 調査研究費 (調査費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備考
ウェブ動向調査費	十億 百万 千 円 421.190	R6.12.27	エミラル (株)	東京都品川区西五反田1-26-2	
この頁の小計	421.190	1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円を超える支出)について個別に記載する。(領収書等の写しを添付) ←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円以下の支出)を合計した金額をまとめて記載する。			
その他の支出	0				
合計	421.190				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

※全項目について「有」又は「無」に☑を入れる。

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☒	☐	

※「有」の場合、項目別区分ごとに内訳を(その18)に記載する。

(その18)

2 資産等の項目別内訳

[illegible]

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

(添付したものに☑をつける。)

- | | |
|-------------------------------------|------------------------------|
| ☒ | 1 領収書等の写し |
| ☐ | 2 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。) |

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 / 月 20 日	
政治団体の名称	さるた和三後援会
会計責任者の氏名	山本 耕
※ 代表者の氏名	

会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。

※ 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。